

第6章 計画の推進に向けて

1 市民・事業者・行政の協働の推進

計画の実効性を高めるためには、市民・事業者・行政などのそれぞれの役割を明確にし、役割分担しながらみどりの保全・創出に取り組むことが重要です。必要に応じて、それぞれの主体による連携を図り、協働によりみどりに対する働きかけを行っていきます。

(1) 市民・事業者・行政の役割

市民の役割

- ・ みどりはみんなのものという意識をもって、みどりに対して積極的に働きかけること
- ・ 所有地内のみどりを自らの責任で守り、維持・管理すること
- ・ 自らが所有地内の身近なみどりを増やし、育むこと
- ・ 身近な公園などのみどりを地域で育てていくこと
- ・ みどりを育て、活かす活動に積極的に参加すること など

事業者の役割

- ・ 緑地保全・緑化推進などに関わる法令などを遵守していくこと
- ・ みどりはみんなのものという意識をもって、事業所などにおける積極的な緑地保全、敷地内緑化に努めること
- ・ 所有地内のみどりを自らの責任で守り、維持・管理すること
- ・ 企業の社会的責任（CSR）等として市民・行政との連携しながら、みどりに関わる積極的な地域貢献を図ること など

行政の役割

- ・ 公園設置など、公共施設の緑化を推進していくこと
- ・ 市民、事業者などとの連携の推進を積極的に先導していくこと
- ・ 緑地保全・緑化推進やPR、情報提供を行うこと
- ・ 市民・事業者などとのコーディネーターとしての役割を果たしていくこと など

(2) 役割分担と連携・協働による施策の推進

みどりに対する働きかけにおいては、各主体の役割分担を明確にした上で、必要に応じて各主体の連携や、市民・事業者・行政の協働により施策を推進していきます。

2 関係機関への協力要請と連携

(1) 雑木林を守るための相続税猶予等

個人所有の屋敷林、雑木林等の存続、保全は、その所有者ばかりでなく多くの市民の願望となっています。しかしながら、これらの雑木林は、世代交代に伴う相続税等により売却や細分化が行われ、減少の傾向にあります。地価の高い都市部においては公有地化が困難であること、相続税等に税制上の優遇措置がなく、雑木林の存続を希望する所有者に多くの税負担が強いられています。そのため都市の雑木林を守るための相続税猶予等ができる制度の創設など東京都市長会等を通じて、国などに優遇措置や助成などの要望をしていきます。

(2) 病院街や企業などが所有するみどりの保全

病院街のみどりは、長い時間をかけ育てられ大切にされてきました。また、市内の企業が所有するみどりも、維持・管理すべき大切なものです。そのため、これらのみどりを所有する関係機関に対し、貴重なみどりを存続できるよう要請をしていきます。

(3) 「緑地保全地域」の拡大及び指定要件の緩和

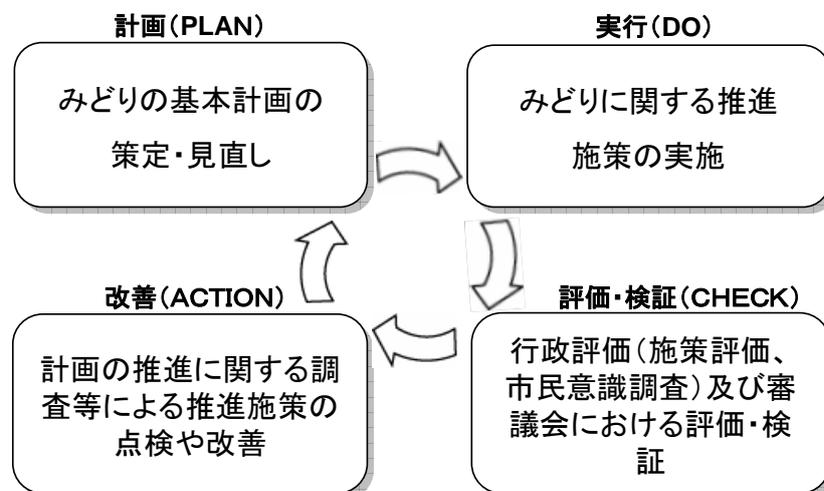
都条例による緑地保全地域の指定について、比較的小規模な雑木林にも対応できるよう、指定要件の見直しを要望し、公有地化の推進に努めます。

(4) 多摩六都との連携

広域的なみどりと水のネットワークの形成に向けて、多摩六都を中心とした隣接自治体との連携を図ります。

3 計画の適切な進行管理

- ・ 計画の推進において、庁内の合意形成を図るとともに、審議会へ報告しながら適切に進行管理を行っていきます。
- ・ 必要に応じて市民意識調査や、施策実施のための調査・研究などを実施していきます。
- ・ 計画の策定、施策実施、検証、見直しなども行っていきます。



進行管理のしくみ